

令和8年度

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業

新規実施園募集要項（令和9年4月開始）

1 はまっ子広場事業の概要

幼稚園、幼稚園型認定こども園の園庭、園舎を開放することで、地域の未就園児が、保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場や保護者同士が交流、情報交換できる場を提供することを目的とした事業です。

- 1 【必須事業】通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）週3日
- 2 【選択事業】長期休業中の園舎開放（1日2時間以上）春夏冬で20日以上
- 3 【必須事業】地域の親子を対象とした事業 年10回以上
- 4 【選択事業】育児講座・育児相談会 年5回以上
- 5 【選択事業】地域の親子を対象とした事業（育児講座・育児相談会を含めることも可）年20回以上（必須の回数を含む）

＜事業の利用対象者＞

横浜市内の就学前児童とその保護者（在園児とその保護者は含まれません）

2 募集の概要

（1）募集期間

令和8年10月1日(木)～10月30日(金)

（2）募集対象園

横浜市内にある私立の幼稚園（私学助成、施設型給付）、幼稚園型認定こども園

※近隣の親子の居場所の配置状況や子育て家庭の増減状況などから新設が望まれている地域にある園を優先します。

※令和9年4月に幼保連携型認定こども園に移行が決定している園につきましては、対象外とします。

※はまっ子広場事業を新規に実施する園が、将来的に幼保連携型認定こども園に移行した場合は、幼稚園のはまっ子広場事業ではなく、認定こども園及び保育所が実施している「地域子育て支援事業（子育てひろば）」へ移行を検討していただく場合があります。

「子育てひろば」は、専任従事者の配置が必要等、要件が異なりますので、ご注意ください。

（3）募集予定数

常設園 4園程度（令和9年4月開始）

※非常設園の募集は行いません。

※現在、非常設の私立幼稚園等はまっ子広場事業を実施している園も応募できます。

(4) 募集の事業内容及び補助額

必須事業として、通常期の園庭・園舎（1日2時間以上）及び、地域の親子を対象とした事業（年10回以上）を実施します。事業の組合せに応じて、年間1,000,000円を上限に補助します。

事業の組合せ(常設メニュー)	実施回数の基準	補助金額の上限額
(必須事業) 1 通常期の園庭・園舎開放(1日2時間以上)	週3日	300,000 円
(選択事業) 2 長期休業中の園舎開放(1日2時間以上)	春夏冬で 20 日以上	200,000 円
(必須事業) 3 地域の親子を対象とした事業	年 10 回以上	200,000 円
(選択事業) 4 育児講座・育児相談会	年5回以上	100,000 円
(選択事業) 5 地域の親子を対象とした事業 (育児講座・育児相談会を含めることも可)	年20回以上 (必須の回数を含む)	200,000 円

※選択事業の長期休業中の園舎開放については、開放できる室内（教室やホール）を必ず用意する必要があります。

3 公募の条件

(1) 申請できる対象者

横浜市内にある私立の幼稚園（私学助成、施設型給付）、幼稚園型認定こども園

※はまっ子広場実施園の少ない行政区にある園を優先します。

(2) 実施場所

選定された幼稚園及び幼稚園型認定こども園の園庭・園舎等

(3) 事業開始予定時期

令和9年4月

(4) 事業実施内容等に係る基本的事項

次の各項目のほか、「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」の定めによりますので、ご熟読とご理解の上、申請を行ってください。

ア 補助金の上限額、支払い等

(ア) 補助金額は、「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」の別表第1に掲げる額を年間上限額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、予算の範囲内で補助を行います。

(イ) 補助金の請求は、補助金申請後、内容を審査したうえで、補助金の交付決定後に行っていただきます。補助金の支払いは、年1回、一括です。

イ 園庭・園舎開放の開放日数の目安について

園庭・園舎開放における日数の目安は以下のとおりとします。著しく目安を下回る場合は、実施状況を確認させていただく場合があります。

＜園庭園舎開放の開放日数の目安＞

通常期（週 3 日）	概ね月 12 日、年 110 日以上 （8 月は除く） （※ 4 月、7 月、12 月、1 月、3 月は概ね 8 日程度）
長期休業期間	春季・夏季・冬季合わせて 20 日以上

ウ 個人情報の保護等

事業を通じて、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、横浜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

エ 保険の加入

不特定多数の利用者を対象にする事業ですので、保険の加入は各園の実情により計画してください。

オ その他

- (ア) 別紙 3「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」第 15 条各号の規定に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の一部又は全部を返還することがあります。

- (イ) 国又は他の地方公共団体が行う同種の補助金を活用した事業は、本補助事業として重複して実施することはできません。

特に、神奈川県から「神奈川県私立幼稚園地域開放推進費補助金」を受けて事業を実施している場合は、本事業とは事業内容及び収支を分けて実施する必要がありますので、ご注意ください。

県補助事業と重複していないか等、神奈川県に確認させていただくことがあります。

4 実施園の選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和 8 年 10 月 1 日（木）	募集要項の公表（横浜市子ども青少年局ホームページに掲載）
同 10 月 1 日（木）	申請書の受付開始
同 10 月 30 日（金）まで	申請予定園の事前個別説明（必須）
同 10 月 30 日（金）必着	申請書の受付締切
同 11 月	実施予定場所の实地調査
同 12 月	審査
同 1 月	選定結果通知
令和 9 年 4 月	幼稚園等はまっ子広場事業開始

(2) 申請書類受付期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から 10 月 30 日（金）まで（必着）

(3) 申請方法

申請書及び添付書類一式を E メールでご提出をお願いします。

ア 申請書に添付する書類

【別紙1-1】私立幼稚園等はまっ子広場事業申請書に記載のとおり。

※ 申請書に記述された内容で選定、評価を行います。申請書には、具体的かつ分かりやすい記述をお願いします。

イ 提出先

電子メールアドレス：kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp

横浜市役所こども青少年局 保育・教育運営課 幼児教育係私立幼稚園等はまっ子広場事業担当宛

ウ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 選定方法

実施園の選定に当たっては、申請者からの申請書類について、選定基準に照らし、書類審査及び実地調査により、こども青少年局で評価をします。選定基準を全て満たし、かつ、審査評点の高い申請者を順に選定します。

ア 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 幼稚園等の施設及び機能を広く市民等に開放し、乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動を行うことを通じて、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することができる者であること。
- (イ) 事業の目的を十分に理解し、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することが見込まれる者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行なう者、市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる者であること。

イ 実施予定場所の実地調査、ヒアリング

本市職員が、実施予定場所の実地調査を行います。また、必要に応じてヒアリングを行います。実地調査は、11月を予定しています。実地調査の希望日時を申請書にご記入ください。後日、調整の上、決定させていただきます。

(ア) 実施日時

令和8年11月を予定（別途調整させていただきます）

時間は1時間30分程度

(イ) 訪問人数

2～3名程度

(ウ) その他

直接施設へお伺いします。施設内を簡単にご案内くださるようお願いいたします。

ウ 評価

(ア) 選定基準を全て満たしていない場合の措置

前頁ア 選定基準を全て満たしていない申請者については、選定しません。

(イ) 審査項目

実施予定事業内容（通常期の園庭・園舎開放、長期休業中の園舎開放及び地域の親子を対象とした事業、育児講座・育児相談会）や、近隣の親子の居場所の配置状況や子育て家庭の増減状況などから新設が望まれている地域であるかを評価し、評価点数の高い申請者を順に選定します。なお、審査項目のうちいずれかが0点の場合は選定対象外とします。

エ 選定結果通知

選定結果（選定又は選定外の結果等）は、申請者全員に文書で通知します。

通知の時期は、令和9年1月を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

オ 選定結果の公表

新規実施園の選定後、選定状況の概要については横浜市こども青少年局ホームページ等において公表します。

5 非常設園から常設園への転換について

既存の非常設園が常設園に申請し、常設園に選定された場合は、常設園実施開始日の前日までを非常設園実施期間とします。常設園に選定されなかった場合は、非常設園の選定を行わずにそのまま継続の取扱いとします。

6 別添資料等

【別紙1】申請書類一式

【別紙2】収支予算書 作成要領・記入例

【別紙3】横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱

【別紙4】令和8年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金事務取扱説明書

7 問い合わせ先

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 担当者：和田・藤原

住所：横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-2085

電子メールアドレス：kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp